おかげさまで100周年！

100th Anniversary

創立100周年記念

かわしん 退職金定期預金
相続定期預金

発売期間 ▶ 令和5年4月3日(月)～令和6年3月29日(金)

※ただし発売総額に達し次第販売を終了いたします。

1年もの 年0.1%

	対象者	預入金額	発売総額
退職金定期預金	ご退職から2年以内の預金契約時点で満50歳以上の個人の方	100万円以上1,000万円未満	20億円
相続定期預金	相続手続き完了後1年以内に相続により受取られた資金をお預入れいただける個人の方		20億円

※ATMでのお預入れはできません。　※詳しくは、窓口までお尋ねください。

川口信用金庫
https://www.shinkin.co.jp/ksb/

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

かわしん創立100周年記念

退職金定期預金/相続定期預金

発売期間 ▶ 令和5年4月3日(月)～令和6年3月29日(金)

100th Anniversary

令和5年4月3日現在

商品名	創立100周年記念退職金定期預金	創立100周年記念相続定期預金
ご預金の種類	●スーパー定期	
ご利用いただける方	●退職後**2年以内**の預金契約時点で満50歳以上の個人のお客様。 お受取される退職金の範囲内で、新たに川口信用金庫にお預入れいただく資金とします。なお、当金庫口座に退職金の入金がある方はその金額の範囲内で作成いただけます。 ※一人1回の利用に限る。(契約日当日に退職金の範囲内で複数の定期契約は可能。) ※ご契約時に退職日や退職金を確認できる資料等の提示をお願いします。 ・退職所得の源泉徴収票 ・健康保険の資格喪失証明書 ・退職証明書 ・離職票 ・雇用保険被保険者資格喪失確認通知書 ・退職金お受取口座通帳(当金庫または他金融機関の通帳)	●金融機関等より相続手続完了後1年以内で、相続により受取られた資金をお預けいただける個人のお客様。(相続により受け取った資金の範囲内とさせていただきます。) ●当金庫の営業地域に居住またはお勤めいただいている方。 ●ご用意いただく書類 **当金庫で相続手続きをされた方** ・本人確認書類およびお届け印 **他金融機関等で相続手続きをされた方** ・本人確認書類およびお届け印ならびにお預入れされる方が相続人であること。 また、以下のいずれかの書類をご提示ください。 ・遺産分割協議書の写し ・他金融機関に提出した相続手続依頼書の写し ・戸籍謄本の写しおよび被相続人名義の解約済通帳等または計算書の写し ・遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済のもの)の写しおよび被相続人名義の解約済通帳等または計算書の写し
預入期間	●1年間の自動継続定期預金	
発売総額・発売期間	●20億円 (発売金額に達し次第販売を終了いたします。)	●20億円 (発売金額に達し次第販売を終了いたします。)
預入金額	●100万円以上1,000万円未満(1万円単位)	
適用利率	●年利率0.1%(初回契約の1年間に限り適用します。) ●初回自動継続時以降の定期預金は、通常の自動継続スーパー定期預金期間1年ものとして継続、利率は継続日における店頭表示の利率を適用します。	
税金	●平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優をご利用の場合は除きます。)	
付加できる特約事項	●マル優のお取扱いができます。マル優の適用を受けられる方は非課税でご利用いただけます。	
中途解約時の取扱い	●期日前に解約する場合は、次の預入期間に応じた利率により計算した利息をお支払いします。 解約日までの預入期間 / 期限前解約利率 6か月未満 / 解約日の普通預金利率 6か月以上1年未満 / 約定利率×50%	
その他参考となる事項	●満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 **●証書方式のお取扱いとなります。** ●総合口座のお取扱いはいたしません。 ●預金保険制度の付保対象預金です。 (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)	

川口信用金庫

＜創立100周年記念退職金定期預金＞商品概要説明書

令和5年4月3日現在

1.	商 品 名	● 創立100周年記念退職金定期預金
2.	ご利用いただける方	● 退職後2年以内の預金契約時点で満５０歳以上の個人のお客さま お受取される退職金の範囲内で、新たに川口信用金庫にお預け入れいただく資金とします。なお、当金庫口座に退職金の入金がある方はその金額の範囲内で作成いただけます。 ※一人１回の利用に限る。 （契約日当日に退職金の範囲内で複数の定期契約は可能。） ※ご契約時に退職日や退職金を確認できる資料等の提示をお願いします。 ・退職所得の源泉徴収票 ・健康保険の資格喪失証明書 ・退職証明書 ・離職票 ・雇用保険被保険者資格喪失確認通知書 ・退職金お受取口座通帳（当金庫または他金融機関の通帳）
3.	預入期間・種類	● 期間は1年 ● 種類は自動継続スーパー定期預金（元金継続、元利金継続）
4.	販売総額・販売期間	● 20億円 ● 令和5年4月3日から令和6年3月29日（販売金額に達し次第販売を終了いたします。）
5.	預入	
	預入方法	● 随時預入
	預入金額	● １００万円以上１，０００万円未満
	預入単位	● １万円単位
6.	払戻方法	● 満期日以後に一括して払い戻します。
7.	利息	
	適用利率	● 年利率0.1%　（初回契約の１年間に限り適用します。） 初回自動継続時以降の定期預金は、通常の自動継続スーパー定期預金期間１年ものとして継続、利率は継続日における店頭表示の利率を適用します。
	利払方法	● 満期日以後に一括して払い戻します。
	利息計算方法	● 付利単位を１円とし、１年を３６５日とする日割計算
8.	税金	● 平成２５年１月１日から令和１９年１２月３１日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、２０．３１５%（国税１５．３１５%、地方税５%）の税金がかかります。 （ただし、マル優をご利用の場合は除きます。）
9.	付加できる特約事項	● マル優のお取扱いができます。 マル優の適用を受けられる方は非課税でご利用いただけます。
10.	中途解約時の取扱い	● 期日前に解約する場合は、次の預入期間に応じた利率により計算した利息をお支払いします。

解約日までの預入期間	期限前解約利率
６か月未満	解約日の普通預金利率
６か月以上１年未満	約定利率×５０%

11.	苦情処理措置 紛争解決措置	● 苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時～17時、電話:0120-58-3311)にお申し出ください。 ● 紛争解決措置　東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、埼玉弁護士会(電話:048-710-5666)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825) もしくは、関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話:03-5524-5671) にお申し出ください。 また、お客様から、上記の弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。 その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停) もあります。 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
12.	その他参考となる事項	● 満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ● 証書方式のお取り扱いとなります。 ● 総合口座のお取扱いはいたしません。 ● 預金保険制度の付保対象預金です。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）